

江戸川・ふれあい松戸川かわまちづくり協議会 設置要綱

(設置)

第1条 江戸川・ふれあい松戸川の自然環境の保全を図りながら、うるおいとやすらぎがある憩いの場として活用していくことを目的に、江戸川・ふれあい松戸川かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 江戸川・ふれあい松戸川かわまちづくり計画の検討について。
- (2) かわまちづくり計画に基づく事業の推進及び事業の評価について。
- (3) かわまちづくり計画に基づく民間事業者の参入に向けた検討について。
- (4) その他かわまちづくりに関連する必要な事項について。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、組織する。

- (1) 町会・自治会の代表者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 松戸市
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要と認めるもの
- 2 委員の任期は、2年以内で市長が必要と認めた期間とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(オブザーバー)

第4条 会長は、次に掲げる者をオブザーバーとして、出席させることができる。

- (1) 関係行政機関
 - (2) かわまちづくりに関して説明又は意見を得る必要があると認めるもの
- 2 オブザーバーは、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。オブザーバーを退いた後も、同様とする。

(部会)

第5条 調査・研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(会長・副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は学識経験者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が開催する。

(事務局)

第8条 協議会及び対策部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、松戸市建設部河川清流課とする。

(アドバイザーの設置)

第9条 協議会は、かわまちづくりに関して必要な情報の収集、又は専門的な助言を聴くため、かわまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置くことができる。

2 アドバイザーは、専門的な知識や経験を有し、優れた実績のある者のうちから、会長が推薦し、協議会が承認する。

3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 アドバイザーは、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、アドバイザーを退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会運営に関し必要な事項は別で定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。